

特別養護老人ホームあすなろ 特養入所者利用料金表(H24.4から)

1日の基本料金＝利用者分10%+食費+居住費+各加算								
要介護度	単位	国保分90%	利用者分10% (A)	段階	食費 (B)	居住費 (C)	1日あたり合計 (A)+(B)+(C)	* 30日分
要介護 1	659	6,090	677	第1段階	300	820	1,797	53,910
				第2段階	390	820	1,887	56,610
				第3段階	650	1,310	2,637	79,110
				第4段階	1,570	2,150	4,397	131,910
要介護 2	729	6,737	749	第1段階	300	820	1,869	56,070
				第2段階	390	820	1,959	58,770
				第3段階	650	1,310	2,709	81,270
				第4段階	1,570	2,150	4,469	134,070
要介護 3	802	7,412	824	第1段階	300	820	1,944	58,320
				第2段階	390	820	2,034	61,020
				第3段階	650	1,310	2,784	83,520
				第4段階	1,570	2,150	4,544	136,320
要介護 4	872	8,059	896	第1段階	300	820	2,016	60,480
				第2段階	390	820	2,106	63,180
				第3段階	650	1,310	2,856	85,680
				第4段階	1,570	2,150	4,616	138,480
要介護 5	941	8,697	967	第1段階	300	820	2,087	62,610
				第2段階	390	820	2,177	65,310
				第3段階	650	1,310	2,927	87,810
				第4段階	1,570	2,150	4,687	140,610
加算料金	初期加算(入所日から30日以内の期間)			1日 31円	} その他、状況に応じて左記以外の各加算が付帯されます。			
	日常生活継続支援加算			1日 24円				
	夜勤職員配置加算Ⅱ			1日 28円				
	栄養マネジメント加算			1日 15円				
	介護職員処遇加算Ⅰ			各単位数の1000分の25に相当する単位数に10.27を乗じて算出した金額の10分の1に相当する金額				

*上記金額に日常生活費(1,000円)と預かり金管理費用(3,000円)が毎月加算されます。

第1段階	市町村民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 または生活保護費受給者
第2段階	市町村民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第3段階	市町村民税非課税世帯で第2段階以外の方
第4段階	上記以外の方

社会福祉法人 高木福祉会 〒270-2251 松戸市金ヶ作139-10
 特別養護老人ホームあすなろ TEL.047-311-7001